

争議の未然防止を図ること
し小作人に對し

- 一、本月十七、十八日の兩日に亘り本年度小作未済免長
對於する個人的契約は一切解消すること
- 二、昭和八、九年度^{相次}耕地未納小作不^可行せざること
- 三、本年度小作未^可行せざる者に於て元耕すること
- 四、昭和十一年度より小作賃倍率を改め小作単品の未
然防止を計ること
- 五、金農福佐聯合と連絡を取つこと

地主側は原案を承認したるも小作人側は原案中第四項の
平均五割の獎勵木は争議關係者と關係なき小作人とは云
別を行はれ成じと主張したる爲め著々六割放省を四割
に變更す

第五項金農福佐聯合と連絡を取つた件は燃難の必要
ありとして抗議にて勘定をなしたるも容易に意見一致せ
ざる處同所水平社年長地主執行委員長大瀬某の斡旋にて
金農福佐を脱退する事に決定倣書筋鑑^鑑二十七日午前五
時委員會博識し調停案を承認せり。

地主側は三十九日訴訟を^{取次}下小作人側は聯合脱退の意思
表示として原合賦を委員長の下に納付し解決せり。

倘みに調停委員會には個人來縣中の町田勢倅課長並に清
原福岡出張所長列席願へて努めたのである。